

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 (2 0 2 4 年) 2 月 2 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

第1条 町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p><u>（市立公園の開園期間等）</u></p> <p><u>第2条の2 市立公園は、常時開園するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市立公園のうち別表第1の左欄に掲げるものの開園期間及び開園時間は、同表に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市立公園（通年で開園するものを除く。）の開園期間を変更し、若しくは市立公園を臨時に休園し、又は市立公園の開園時間を変更することができる。ただし、指定管理者が開園期間を変更し、若しくは臨時に休園し、又は開園時間を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>（都市公園の設置基準）</p> <p><u>第2条の2の2 略</u></p> <p>（制限行為の許可等）</p> <p>第3条 市立公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（指定管理者が管理する市立公園においては、指定管理者。次項及び第3項において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項又は第2項の許可（市長が管理する市立公園に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可を受けた日から1月以内に、別表第</p>	<p>（都市公園の設置基準）</p> <p><u>第2条の2 略</u></p> <p>（行為の制限）</p> <p>第3条 市立公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）</u>が管理する市立公園においては、指定管理者。次項及び第3項において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項又は第2項の許可（市長が管理する市立公園に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可を受けた日から1月以内に、別表第</p>

1の2に定める額の使用料を納入通知書により納付しなければならない。

5 略

(駐車料金)

第8条の2 略

2 駐車料金は、別表第5に定める額の範囲内において、規則で定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市立公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金（大型自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。第17条の2及び別表第5において同じ。）に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、規則で定める額とすることができる。

(1)～(3) 略

4 前2項の規定にかかわらず、駐車場が設置されている市立公園を指定管理者が管理するときは、駐車料金は、別表第5に定める額又は前項に規定する額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5 略

6 駐車場が設置されている市立公園を指定管理者が管理する場合にあっては、市長は、指定管理者に駐車料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(駐車料金の不徴収)

第8条の3 市長（駐車場が設置されている市立公園を指定管理者が管理する場合にあっては、指定管理者。以下この条及び第17条の2第1項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する車両については、駐車料金を徴収しない。

(1)～(3) 略

(利用料金)

第21条 略

1に定める額の使用料を納入通知書により納付しなければならない。

5 略

(駐車料金)

第8条の2 略

2 駐車料金は、別表第5に掲げる額の範囲内において、規則で定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金（大型自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。第17条の2及び別表第5において同じ。）に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、規則で定める額とすることができる。

(1)～(3) 略

4 前2項の規定にかかわらず、駐車場が設置されている公園を指定管理者が管理するときは、駐車料金は、別表第5に掲げる額又は前項に規定する額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5 略

6 駐車場が設置されている公園を指定管理者が管理する場合にあっては、市長は、指定管理者に駐車料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(駐車料金の不徴収)

第8条の3 市長（駐車場が設置されている公園を指定管理者が管理する場合にあっては、指定管理者。以下この条及び第17条の2第1項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する車両については、駐車料金を徴収しない。

(1)～(3) 略

(利用料金)

第21条 略

2 利用料金は、別表第1の2及び別表第5に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3～5 略

(使用料等の不還付)

第24条 既納の第3条第4項の使用料、駐車料金及び利用料金は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

別表第1 (第2条の2関係)

<u>市立公園の名称</u>	<u>開園期間</u>	<u>開園時間</u>
<u>町田かたかごの森</u>	<u>カタクリの開花の状況に応じ市長が別に定める期間</u>	<u>午前10時から午後3時まで</u>
<u>かしの木山自然公園</u>	<u>通年</u>	<u>午前8時30分から午後4時30分(6月から8月までにあっては、午後5時30分)まで</u>
<u>堂之坂公苑</u>	<u>通年</u>	<u>午前8時30分から午後5時30分(6月から8月までにあっては、午後7時)まで</u>
<u>常盤公園</u>	<u>通年</u>	<u>午前8時から午後5時(4月から8月までにあっては、午後6時)まで</u>
<u>沼中央広場</u>	<u>通年</u>	<u>午前6時から午後7時まで</u>

2 利用料金は、別表第1及び別表第5に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3～5 略

(利用料金等の不還付)

第24条 既納の利用料金及び駐車料金は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

忠生スポーツ公園	通年	午前6時から 午後9時まで	別表第1の2（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
略			略	

第2条 町田市立公園条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条の2関係）			別表第1（第2条の2関係）		
市立公園の 名称	開園期間	開園時間	市立公園の 名称	開園期間	開園時間
町田かたか ごの森	略	略	町田かたか ごの森	略	略
町田えびね 苑	通年	午前9時30 分から午後4 時まで			
略	略	略	略	略	略
忠生スポー ツ公園	略	略	忠生スポー ツ公園	略	略
香山緑地	1月4日から 12月28日 まで	午前7時から 午後10時ま で			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条の規定 令和6年4月1日

（2）第2条中別表第1 忠生スポーツ公園の項の次に1項を加える改正規定 公布の日から起算して10月を超えない範囲内において町田市規則で定める日

（3）第2条中別表第1 町田かたかごの森の項の次に1項を加える改正規定及び次項の規定 令和7年4月1日

(町田えびね苑条例の廃止)

2 町田えびね苑条例（平成7年12月町田市条例第41号）は、廃止する。